

令和8年4月22日発生山林火災に係る町税の申告・納付等に関する期限の延長について②

令和8年4月22日発生山林火災による影響により、令和8年4月30日以降に到来する下記町税の申告・納付等（申告等）に関する期限について延長しますのでお知らせします。

○対象納税義務者等

- ・大槌町内に住所を有する個人
- ・大槌町内に主たる事務所又は事業所を置く法人

○各町税の期限となる期日（延長後の期限）

税目		期別等	期限の延長の期日
令和8年度 個人の町・県民 税	普通徴収	納期限が令和8年4月30日であるもの	令和8年6月30日
	特別徴収 (給与)	納期限が令和8年5月11日であるもの（令和8年4月分）	令和8年6月30日
法人町税		令和8年4月30日から令和8年5月11日までに申告等の期限が到来するもの	令和8年6月30日